

鳥取県経営再生円滑化借換特別資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厳しい経済環境を背景に資金繰りの安定を図りながら経営改善に取り組む中小企業者等に対して、超長期の借換資金により償還負担の軽減と経営改善の着実な取組みを支援することにより、中小企業者等の経営再生が図られることを目的として、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者)

第3条 この資金の融資の対象となる者は、県内に事業所を有する中小企業者等のうち、経営改善計画を策定して取扱金融機関及び保証協会、並びに商工団体及び鳥取県経営サポートセンター等（以下「関係機関」という。）の支援を受けて経営再生に取り組むものであって、次の全てに該当する者とする。

(1) 最近3か月間又は直近決算期の売上高若しくは販売数量（建設業にあつては、完成工事高若しくは受注残高。以下「売上高等」という。）又は営業利益が平成19年4月以降のいずれかの年の同期に比べ減少しているもの

(2) 保証協会の信用保証付き借入金の借入残高を有するもの

(3) 保証協会の信用保証が付いていない借入金の借入残高がある場合には、当該借入金について、この資金の融資とは別に、金融機関から原則としてこの資金と同等な返済緩和効果のある借換等を行うことによって、資金繰りの改善効果を十分に発揮することができるもの

2 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第53条に定める事業再生計画実施関連保証（国の全国統一保証制度。以下単に「事業再生計画実施関連保証」という。）は、前項の経営改善計画が次の全てに該当する場合に適用することができる。

(1) 当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものであること

(2) 当該計画が経営サポート会議（関係機関が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定されたものであること

(融資条件)

第4条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

資金の用途	ア 借換資金 イ アの借換と併せて行う経営再生の取組みに必要な運転資金及び設備資金 なお、事業再生計画実施関連保証の適用を受ける場合であつて、既往借入金が保証協会の保証割合が100%の保証付き借入金である場合、当該借入金の借換は責任共有制度の対象除外となる。（保証協会が100%保証する。）																																							
融資限度額	保証協会の定めるところによる。																																							
融資期間	15年以内（据置1年以内を含む。）																																							
融資利率	10年以内 年1.43パーセント（変動金利） 10年超 年1.60パーセント（変動金利）																																							
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																																							
保証料率	下表のとおりとする。 <div style="text-align: right;">（単位：％）</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1.08</td> <td>1.04</td> <td>0.99</td> <td>0.94</td> <td>0.89</td> <td>0.85</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>特例(※)</td> <td colspan="7">0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特例は、事業再生計画実施関連保証の適用を受ける場合に適用する。 ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70%とする。</p>										料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	一般	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45	特例(※)	0.80							0.60	0.45
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																															
一般	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45																															
特例(※)	0.80							0.60	0.45																															
担保	保証協会の定めるところによる。																																							
保証人	保証協会の定めるところによる。																																							
償還方法	割賦均等償還																																							
進捗報告	この資金の融資を受けた者（以下「借入者」という。）は、保証協会の定めるところにより、取扱金融機関に対して、毎期の決算後（原則として、融資実行後3年を経過する日を含む事業年度の決算まで）、経営改善計画の進捗状況について報告を行うものとする。また、報告を受けた取扱金融機関は保証協会にその内容を報告するものとする。 なお、事業再生計画実施関連保証の適用を受けてこの融資を受けた者について																																							

	ては、上記報告を4半期ごとに行わなければならない。(この場合の取扱金融機関の保証協会への報告は、毎期の決算後のみで足りる。)
経営支援	進捗状況の報告を受けた取扱金融機関及び保証協会は、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、借入者の経営改善計画の達成に向けた経営支援を行うものとする。 なお、事業再生計画実施関連保証の適用のもと融資を実行した取扱金融機関については、保証協会に対し、借入者の毎期の決算後、自らの経営支援状況を報告しなければならない。
損失補償	この要綱に基づき保証協会が保証した債務について代位弁済が発生した場合には、県は別途保証協会と締結する損失補償契約に定めるところにより、保証協会に対して損失補償を行うものとする。

(融資の申込み)

- 第5条 この資金の融資を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、取扱金融機関と協議を行った上で、経営再生円滑化借換特別資金申込書(別記様式。以下「申込書」という。)に経営改善計画書等の関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。
- 2 申込書の提出を受けた商工団体は、対象者要件の確認及び内容の精査を行った上、必要に応じて意見を付して、申込書の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を予定している取扱金融機関及び県にそれぞれ送付するものとする。
- 3 取扱期間は、平成24年8月1日から令和6年3月31日までの申込受付分とする。

(融資の審査と実行)

- 第6条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関、申込みを受け付けた商工団体に対して審査結果を通知するものとする。
- 2 審査結果の通知を受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(資金措置)

- 第7条 この資金を運用するため、県は、基本要綱第4条の規定に基づく補助金により、取扱金融機関に対して次のとおり資金措置を行うものとする。

(1) 県

- ア 補助金交付額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じて得た額
- イ 補助対象期間 年度更新とし、前条第2項の規定に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間(鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱(平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知)に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「取扱金融機関の融資期間」という。)を限度とする。

(2) 市

- ア 預託額 この資金の融資額に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じて得た額
- イ 預託利率 商工労働部長が別に定める割合とする。
- ウ 預託期間 年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

(融資実行の報告)

- 第8条 基本要綱第8条に定める報告先は、県及び市とする。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年3月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。